

本書面の内容をよくお読みください。

契約条項兼重要事項説明書（ICCでんき）

株式会社エネクスライフサービス（以下「当社」といいます。）は、九州電力株式会社（以下「本小売電気事業者」といいます。）が提供する電力の供給サービスの取次ぎを行っております。電気事業法第2条の13および特定商取引に関する法律第4条の規定に従い電気需給契約を締結するにあたって重要な事項を説明します。

本小売電気事業者	九州電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0275） 代表者名：池辺 和弘 住所：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電話番号：各営業所のお問い合わせは こちら 営業時間：月曜日～金曜日（休日を除く）9時～17時30分
取次業者 （契約当事者）	株式会社エネクスライフサービス 住所：〒100-6027 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 電話番号：03-4233-8320 営業時間：月曜日～金曜日（祝日、当社の指定する休日を除く）9時～17時30分
媒介業者	株式会社アイ・シー・シー 住所：愛知県一宮市栄4丁目6番8号 一宮商工会議所ビル6F 電話番号：0120-993-138 営業時間：9時～18時
ICCでんき お問い合わせ窓口	電話 0570-091-123（ナビダイヤル） 対応時間：10時～17時（土日祝除く） メール ELS_customer@grp.itcenex.com
電気の供給主体	当社は取次業者としてお客さまと電気需給契約を締結しますが、電気の供給は本小売電気事業者が行います。
停電時のお問い合わせ窓口	地域を管轄する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）までお問い合わせをお願いします。
① 申込方法	当社指定の申込書（Webサイト申込フォームを含みます。）に必要な事項記載の上、提出していただきます（以下、申込書および電気需給約款をあわせて、「本契約」といいます。）。
② 小売供給開始予定日（役務の提供時期）	・他の小売電気事業者から当社に契約を切り替える場合の供給開始予定日は、別途当社がお客さまにお伝えした日といたしますが、原則として、お客さまのお申込をいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日になります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日となります。 ・お引越により新たに電力の供給を受ける場合の供給開始予定日は、原則としてお客さまの希望した日となります。
③ 契約期間	1年（供給開始日から1年目の日まで）。なお、契約期間中にお客さまの申し出により本契約を終了する場合は、当社または切り替えを希望される新たな小売電気事業者にその旨を通知していただく必要があります。
④ 契約更新の取扱	契約期間満了日の30日前までに当社に本契約終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごと同一条件で継続されます。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、本小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を書面の交付、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
⑤ お客さまの申し出による本契約の変更・解約	<契約の変更> 本契約の変更を希望される場合は速やかに当社が適切と考える方法にてその旨を通知していただきます。ただし、契約電力の変更については、変更希望日の30日前までに当社に当社が適切と考える方法でその旨を通知していただき、当社が適切と考える方法での同意が必要となります。また、お客さまによる契約電力の減少が、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合には、当社はお客さまに請求し、お客さまは当社に対してその精算金を支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第30条をご参照ください。 <契約の解約>

	お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。 お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に本契約を解約する場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合、当社はお客さまに請求し、お客さまは当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合があります。							
⑥ 小売供給に係る料金	電気料金は、基本料金、最低料金または最低月額料金および電力量料金（別途当社が定めるところによって算定された燃料費調整額を加算または減算したものとします。）ならびに別途当社が定めるところによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計（割引がある場合はその額を引いた額）といたします。 なお、燃料費調整額は、平均燃料価格を基に算出されます。 <div style="text-align: center;"><table border="1"><tr><td>基本/最低 料金</td><td>+</td><td>電力量料金 従量料金 × 使用量</td><td>+</td><td>燃料費調整単価 × 使用量</td><td>+</td><td>再エネ賦課金 × 使用量</td></tr></table></div> 基本料金、最低料金または最低月額料金および電力量料金は、お客さまが当社指定の申込方法により申込みされたプランに基づきます。料金プランおよび電気料金の詳細は、電気料金メニュー約款をご参照ください。 料金が支払期日までに支払われない場合には、料金から消費税相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税相当額を控除した金額に年6%を乗じて得た遅延利息を申し受けることがあります。	基本/最低 料金	+	電力量料金 従量料金 × 使用量	+	燃料費調整単価 × 使用量	+	再エネ賦課金 × 使用量
基本/最低 料金	+	電力量料金 従量料金 × 使用量	+	燃料費調整単価 × 使用量	+	再エネ賦課金 × 使用量		
⑦ 計量方法および料金調定の方法	当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき使用電力量を計量し、電気料金の算出を行います。 ①電気の供給を開始または停止した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金等を日割計算いたします。							
⑧ 契約電流・容量・電力	電気需給約款および電気料金メニュー約款の定めるところに従い、需要場所ごとに契約電流、容量、電力を定めるものといたします。							
⑨ 役務の種類	低圧の電気の供給もしくは電力供給サービスの取次							
⑩ 供給電圧・周波数	<供給電圧> 100V、200Vまたは100Vおよび200Vとし、需要場所ごとに本契約に定めるところによります。 <周波数> お客さまがご利用の区域ごとに以下のとおりとなり、需要場所ごとに本契約に定めるところによります。 ・北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内：50Hz（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60Hz） ・中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内、九州電力送配電管内：60Hz（ただし、長野県の一部は50Hz）							
⑪ 請求方法	電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて電子データによりお客さまにご提供することとし、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、郵送により発行する請求書の提供をもって、お客さまへご請求を行ったものとします。この場合、発行手数料として1月あたり275円（税込）を発行する請求書に係る請求月の電気料金に合算してお支払いいただきます。							
⑫ 料金の支払方法	・クレジットカード支払い（毎月の料金をクレジット会社を通してカード利用代金として請求します。） ・口座振替（毎月の料金を、お客さまの指定する口座から当社の料金債権の譲受会社が指定する口座へ、または当社が指定する決済代行会社がお客さまの指定する口座から、毎月継続して振り替えさせていただきます。）							
⑬ 工事費等の負担	・本契約に基づく供給開始に当たって、一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設することの求められた場合には、本小売電気事業者から当社への請求を踏まえ、当社はお客さまに請求し、お客さまにその施設にかかった費用、またはその工事費等を負担していただきます。							

